

答 申 書

(答申第19号)

平成11年9月13日

1 審査会の結論

(1) 保健福祉部保護課の平成10年度の本州出張に係る復命書に添付されている全国戦没者追悼式の参列遺族代表献花者名簿のうち、次の部分を非開示としたことは妥当であるが、各都道府県遺族代表及び一般戦災死没者遺族代表の都道府県名、氏名及び性別並びに原爆死没者遺族代表の都道府県名及び性別については、開示すべきである。

ア 各都道府県遺族代表及び一般戦災死没者遺族代表の続柄及び年齢

イ 原爆死没者遺族代表の続柄、氏名及び年齢

(2) 旅費請求内訳書は不存在であるとして、旅行命令簿兼旅費請求書の開示を行ったことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、保健福祉部保護課の職員が平成10年8月、平成11年2月及び同年3月に本州に出張した際の旅行命令簿兼旅費請求書及び復命書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号又は第6号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人がそのうち、次のアの文書を条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして非開示とした部分の取消しを求めていることから、その処分の該当性について判断することとする。

また、異議申立人は、実施機関が本件処分のうち、旅行命令簿兼旅費請求書の開示を行ったことに対して、次のイ及びウの文書（以下「本件旅費請求内訳書」という。）についても存在するとして、その開示を求めていることから、本件旅費請求内訳書が不存在であるとして旅費命令簿兼旅費請求書の開示を行ったことの妥当性についても判断することとする。

ア 平成10年度の全国戦没者追悼式参列遺族援護のための用務に係る出張の復命書のうち、参列遺族代表献花者名簿（以下「本件献花者名簿」という。）

イ 平成10年8月11日の旅行命令簿兼旅費請求書（旅行命令簿番号000135号）に係る3名の旅費請求内訳書

ウ 平成11年2月18日の旅費命令簿兼旅費請求書（旅行命令簿番号000436号）に係る2名の旅費請求内訳書

(3) 本件献花者名簿について

ア 1号情報の該当性について

- (ア) 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。
- (イ) 本件献花者名簿には、平成10年度全国戦没者追悼式の参列遺族代表献花者として、各都道府県遺族代表47名、一般戦災死没者遺族代表4名及び原爆死没者遺族代表2名について、それぞれ都道府県名、続柄、氏名、年齢及び性別が記録されている。
- (ウ) 一般的に戦没者の遺族であるという事実は、個人のプライバシーに属する情報であると考えられる。しかしながら、全国戦没者追悼式が、政府が主催する公的な行事であり、その内容については広く新聞、テレビ等で報道されていること、参列遺族には公費により旅費が支給されており、代表献花者は、あらかじめ国において各都道府県の推薦により決定され、当該追悼式において参列遺族を代表して献花することなどを考慮すると、全国戦没者追悼式における各都道府県遺族代表及び一般戦災死没者遺族代表の献花者であるという情報については、通常他人に知られたいと認められる情報であるとは認められず、1号情報に該当しないと考える。ただし、本件献花者名簿に記録されている献花者の続柄及び年齢については、上記の点を考慮しても、通常他人に知られたいと認められる情報であることから、1号情報に該当すると考えるのが相当である。
- (エ) 一方、原爆死没者遺族代表としての献花者については、原子爆弾による被爆者をはじめ遺族が、今日においてもいやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中で生活していることを考えると、代表献花者が原爆死没者の遺族であるという事実は、公的行事への参加によりプライバシー的な側面が制限されることを考慮してもなお、通常他人に知られたいと認められる情報であり、都道府県名及び性別を除き、1号情報に該当すると考えられる。

イ 以上のことから、1審査会の結論の(1)のとおり判断した。

(4) 本件旅費請求内訳書について

ア 本件文書の存否について

- (ア) 条例第2条第2項は、この条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、実施機関が管理しているものをいうと定めている。
- (イ) 北海道職員が公務で出張するに当たっては、原則として、旅費請求書（二人以上の職員が同一用務、同一用務地、同一期間の旅行命令等を行う場合にあつては、旅費請求書に旅行者内訳書を添付することができる。）及び旅行者の日当、宿泊料金、交通手段別の交通費の内訳など旅費の明細が記載されている旅費請求内訳書を、当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならないとされている（北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）第12条第1項、北海道職員等の旅費支給規則（昭和28年北海道人事委員会規則7-6。以下「旅費支給規則」という。）第7条第1項第1号及び別表第三）。

(ウ) 道では、平成7年4月から旅費支給事務に係る財務会計トータルシステム（以下「トータルシステム」という。）が導入されており、出張の用務地が道内各市町村や県庁所在地のようにトータルシステムに登録されている場合にあっては、用務地や旅行期間、用務、職員番号などの項目を電算入力すると、旅費が電子計算組織の処理体系により自動計算されることから、旅費請求内訳書の使用を省略することができることとされている（旅費支給規則別表第三の備考及び旅費支給規則の運用方針の2）。

なお、出張の用務地がトータルシステムに登録されていない場合には、従来どおり手書きで計算した旅費請求内訳書を作成しなければならないこととされている。

(エ) 本件事案で異議申立人が求めている2件の旅行については、いずれも平成7年4月以降の旅行で用務地が東京であることから、電子計算組織の処理体系により旅費計算に係る事務処理を行っており、本件旅費請求内訳書は作成されず、したがって不存在であることが認められる。

(オ) なお、異議申立人は、旅費請求内訳書の内容について、電子計算機に入力されているのであれば磁気ディスク等に記録されているはずである旨主張している。

しかしながら、交通費、日当等の額は北海道職員等の旅費に関する条例で定められており、電子計算機にはそれに基づく旅費の計算式がプログラムとして入力されているだけであり、(ウ)で述べているような項目を入力すると、旅費の総額が表示されるだけで、その計算過程における数値等は、電子計算機による処理に使用される磁気ディスク等には記録されていないことから、そもそも条例第2条第2項に規定する「公文書」は存在せず、異議申立人の主張は前提を欠き、失当である。

イ 以上のことから、1審査会の結論の(2)のとおり判断した。

ウ なお、実施機関としては、別途、既に開示した旅行命令簿兼旅費請求書に記載されている内容について異議申立人が求める旅行者の旅費合計金額の積算の根拠を、「北海道職員等の旅費に関する条例」等を提示するなどして、異議申立人に十分説明することが望ましいと考える。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年5月31日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年6月21日 (第13回審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成11年6月28日 (審査会第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議

平成11年 7 月19日 (審査会第一部会)	○ 異議申立人からの意見陳述 ○ 審議
平成11年 8 月 3 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 9 月 2 日 (第16回審査会)	○ 答申案審議
平成11年 9 月13日	○ 答申